

# Q & A ①



**Q:「新しい公共支援事業」は、どのような考え方で予算要求しているのですか。その考え方や経緯を聞かせてください。**

**A:「新しい公共支援事業」は、「支え合いと活気がある社会」を目指し、「新しい公共」円卓会議(この後のシートを参照してください)で行われた提案や問題提起などを受けて、私たち内閣府が平成23年度予算の概算要求に盛り込んだ新規事業です。**

円卓会議では、これまで「官」が独占してきた領域を「公(おおやけ)」に開き、国民、市民団体や地域組織、企業やその他の事業体、政府等がそれぞれ当事者として参加し、協働する場である「新しい公共」について、その担い手を拡大していくためにはどうすればよいか、真剣な議論が行われました。

そうした中で、例えば、「『新しい公共』の主役は、一人ひとりの国民であり、NPOなどの市民団体は自分たちの活動を自分たちの力でやっていこうというのが基本だが、行政にはそうした活動がしやすくなるよう後押しする役割が求められるのではないか」といった声が上がりました。

そして、NPO等の新しい公共の担い手を、資金供給(例えば、行政から委託費が支払われるまでの間の「つなぎ融資」)や活動基盤(社会的活動を担う人材やさまざまなノウハウ)の面から後押しする必要があるといった議論があり、内閣府において検討を進めた結果、今回、「新しい公共支援事業」として予算要求したものです。

## Q & A ②



**Q:**既に、全国にNPO等の支援をする中間支援組織や寄附を集める活動をする組織がありますが、さらに都道府県がこの事業を実施する必要があるのですか。

**A:**おっしゃるとおり、既に多くの中間支援組織が、NPO等を支援するノウハウを蓄積し、様々な工夫を取り入れながら、「新しい公共」を支えているという実態があります。また、寄附を集める活動組織(各種募金等)も昔からたくさんあります。それにも関わらず、寄附額の減少(NPO等への支援額の減少)という実態があります。

本支援事業では、中間支援組織の協力を得ながら、さらに、県境を越えた情報交換を積極的に行い、支援方法の共同開発を行うことで、一層、質の高い支援を実施出来ると期待しております。そのため、ノウハウ等を有する中間支援組織の協力は欠かせません。また、草の根の寄附を幅広く集める方法の開発に、真正面から取り組むとともに、本来あるべき“寄附のかたち”を追求して参りたいと思います。

本支援事業は、数年間の暫定的な取り組みです。事業後は、今、活動中の中間支援組織が、NPO等をより一層協力に支援することが必要と考えます。そして、寄附を集める活動組織が、引き続き、市民の共感に基づく草の根寄附を広く集め、NPO等に届けるしくみを発展させることを期待しており、そのために何ができるか、限られた本事業の期間の中で、共に考えて参りたいと思います。

## Q & A③



Q:本来、「新しい公共」の担い手が自ら汗を流し、コツコツ取り組んでいくべきものだと思いますが、いつまでも「新しい公共支援事業」による「官」の支援を続けるつもりですか。

A:おっしゃるとおり、「新しい公共」の担い手の活動は、本来、自主的、自立的に行われるべきもので、行政が前面に立って引っ張っていくようなやり方は望ましいものではありません。

しかしながら、円卓会議等でも議論されたように、我が国では、NPOなどの市民団体の多くはなお完全に自立して活動を展開できるまでに至っていないのが実情で、そうした実情を踏まえると、これから「新しい公共」の担い手の活動を活発にし、定着させていくための「呼び水」として、行政が一定の後押しをすることは必要だと考えています。

このような考え方から、私たちとしては、本支援事業は「呼び水」として、NPO等の市民団体が自らの力で歩んでいけるようになるまでの間(3年間)の暫定的な措置とする予定です。

## Q & A④



**Q: 都道府県に基金を設ける仕組みでは、結局、「官」製の事業になってしまいませんか。**

**A: 今回、都道府県に基金の設置をお願いするスキームを考えていますが、それは、国が直接NPO等の市民団体に対して支援を行うよりも、より現場に近い都道府県を通じて支援する方が、地域の実情をより反映できるだろうと考えたからです。**

ただ、おっしゃるように、「官」の意向を民に押しつけるようなことになってはいけませんので、官民協働という形としつつも、基金の実質的な運用は、地域のさまざまな関係者から構成された選定委員会が中心になって行っていただきたいと、私たちとしては考えております。

そして、委員会の運営は、広く一般に公開しながら行っていくことが重要だと考えております。

## Q & A⑤



Q: これまでも国や地方で似たような事業が行われてきたと思いますが、この「新しい公共支援事業」は、どのような点に特色があるのでしょうか。

A: 今回の「新しい公共支援事業」の特色としては、例えば次のようなポイントを挙げる事ができると思います。

① 「官民協働」による事業の推進

都道府県ごとに設置する支援事業選考委員会は、市民、NPO、企業関係者など「民」を主体としたメンバー構成とし、官民協働で事業を推進。

② 「透明性」の確保

本事業はフルオープンで行うことを原則とし、支援事業の選定から事業の執行、成果報告に至るまで、可能な限り国民から見えるような形で実施。

③ 行政はNPO等の活動を「後押し」

本事業は「新しい公共」が定着するまでの間の暫定的な対応とし、NPO等の自立的な活動を後押しする「呼び水」の役割。

## Q & A⑥



**Q:**内閣府としては、どのような団体を支援対象とする考えですか。支援対象を決める際の基準については、どのような内容を考えていますか。

**A:**内閣府としては、「新しい公共」および支援事業の主旨をよく理解し、地域の課題解決のために公益性の高い事業を進めてくれる団体を支援していきたいと考えています。

具体的には、団体が提案する事業が支援の対象となります。支援業務の選定は、国が実施するのではなく地域にまかせることとし、都道府県が設置する支援事業選考委員会において、市民団体、企業などの地域のさまざまな関係者が協働して、支援事業を決定していきます。

支援事業を決める評価基準ですが、公益性が高い事業であること、事業の目的や計画が妥当であること、将来の継続性や発展性が見込まれることに加え、情報が開示されることなどが条件になると想定しています。

今後、国が評価基準の考え方などをまとめたガイドラインを定め、それに基づき各都道府県が地域の実情などを踏まえて評価基準を決定していきたいと考えております。



## Q & A ⑦



**Q:** 社会イノベーションへの試みとしてのモデル事業とは、どのようなものですか。

**A:** 「新しい公共」の考え方に基づいて、住民参加を得て、あるいはNPO等の市民団体が地域の課題の解決に向けて公共的な役割を担って活動していく上で、地域の特性や事情から、既存の制度ではなかなか十分な活動が展開できない場合も少なくありません。

社会イノベーション等モデル事業は、このような場合に、既存の制度や規制の壁を乗り越えて「新しい公共」の活動が展開され、地域の諸課題を解決する社会イノベーションを推進すべく、そのモデル的な取組について支援しようとするものです。

モデル事業のイメージとしては、例えばICTを活用した遠隔医療のテーマが考えられます。ある医療従事者が不足する地域においては、地域住民の自主的な健康づくりと遠隔システムを活用した定期的な住民の健康管理を結びつけた取組が行われていますが、遠隔医療において行える医療行為の範囲が不明確だったり、遠隔面談による保健指導が認められていなかったりするために、その取組に医療保険(診療報酬)や特定健診・保健指導の制度が適用できず、処方せんを発行してもらうために別の医療機関にかかって二重に検査が行われているという問題も生じています。

制度や規制改革により「新しい公共」の取組の幅が広がることが期待されますが、まずは少額で小回りのきく予算措置を含めてモデル事業で対応し、その政策効果を評価して全国展開していくことが効果的と考えられます。

このような取組を「社会イノベーション等モデル事業」として支援していくことを検討しています。

# 皆様へのお願い

この事業についての皆様からの意見や提案があればお聞かせください。よりよい事業の実施に活かしていきたいと考えております。

何卒、宜しくお願い致します。

